

平成 25 年 7 月 8 日

被保険者各位
人事ご担当者各位

ひかり健康保険組合

健康保険法施行規則第50条により健康保険被扶養者の資格確認を行います。

ご家族が被扶養者としてひかり健康保険組合に加入する為には健康保険法で定めた認定基準をクリアしていなければなりません。

「収入・家族が変動した」などの理由で被扶養者資格を失っているにも拘わらず、資格喪失の手続をしないままとなっているケースが見受けられます。

「被扶養者の資格のない人が被扶養者として認定されている状況をなくす」ことを目的として、被扶養者の資格確認をさせていただきます。

つきましては今回、被扶養者（但し、平成25年6月1日以降認定の被扶養者及び高校生以下の被扶養者を除く）を有する被保険者に対し「健康保険被扶養者調査表」をお送り致します。

当説明を一読いただき、必要事項を記載のうえ、必ず**平成25年8月30日（金）までにひかり健康保険組合まで**提出いただくよう、ご理解とご協力をお願い致します。

なお、今回の「健康保険被扶養者調査表」未提出の場合は被扶養者資格喪失の了承をいただいたものとして処理を行いますので提出漏れのなきようお願い致します。

※健康保険法施行規則第 50 条 7 項により、対象者の被保険者証は無効になりますのでご注意ください。

調査表提出期限 平成 25 年 8 月 30 日（金）迄

方 法 ： 次の方法のどちらか一方（選択はできません）

- ① e-mail 上に提示した調査表は必要事項を人事ご担当者が反映し回答
- ② 書面（紙）で調査表を配布した分は、本人もしくは人事ご担当者が健康保険組合に提出

※ 後日調査表の内容の確認の為、補足書類を提出して頂く場合があります。

※ ひかり健康組合より扶養削除通知が届いた方は、対象者の保険証をご返却いただきます。

※ 今回、更新対象でない方

- ・平成 25 年 6 月 1 日以降に、認定を受けた被扶養者
- ・平成 7 年 4 月 1 日以降に生まれた被扶養者

健康保険法施行規則第 50 条

1 社会保険事務所長等または健康保険組合は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認または更新をすることができる。

厚生労働省保険局長通知保発第 1029004 号

1 被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること。

厚生労働省保険局保険課長通知保保発第 1029005 号

1 被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること。